### 健康づ **(人**) シ

今日から いかせる

 $\bigcirc$ 



健康 知識

健診を上手に利用してください。 て、生活習慣病予防に役立つ新しい 自分の健康は自分で守る意識をもつ 新しい制度では、被保険者だけでな 新しくなることをご存じですか? 合で健診を受けることになります。 く、そのご家族(被扶養者)も共済組 私たちの受けている健診の制度が

## 共済組合が家族ぐるみで 健診を請け負う

リーマンなら労働安全衛生法にもとづ 市区町村が老人保健法にもとづいて いて行う事業主健診を受け、配偶者は これまでの健康診断は、例えばサラ

> せんでした。 まま放置している人も少なくありま スが代表的でした(図1)。しかし、自 主性にまかせた結果、何年も受けない 行う健康診査を自主的に受けるケー

い健診を行うことが義務づけられま な変更点といえます。 けるシステムにしようというのは大き す。家族ぐるみで健診をきちんと受 康診査」(以下、特定健診)という新し 保険者と被扶養者に対して「特定健 保険者が、40歳以上74歳までの全被 平成20年度からは、共済組合などの

状況や予防効果などが評価され、成 特定健診の実施にあたっては、実施

> 事業となったのです。今から準備のた までの業務に加えて健診と保健指導 囲内で増額·減額されます。 これは共 頁コラム参照)への支援金が±10%の節 果次第で「後期高齢者医療制度」(23 す。また、新しい健診を必ず受診する で、ご協力のほどよろしくお願いしま めにアンケート調査などがありますの を行うことも法で定められた重要な とになります。共済組合にとって、これ ちの支払う保険料にも反映されるこ 済組合の財政に影響をおよぼし、私た ようにしましょう。

# 病気を見つける健診」から

ックシンドロームに着目し、その要因を 予防健診」という点にあります。これ 指導」が重要な役割をはたします。 改善することを支援する「特定保健 健診でしたが、特定健診ではメタボリ までは病気の早期発見・治療のための 特定健診の特徴は「生活習慣病の

支援」「情報提供」の3段階にレベル分 クに応じて「積極的支援」「動機づけ した。この結果を、生活習慣病のリス 健診」に分け、健診項目が定められま 必要と判断した場合に受ける詳細な 員が受ける基本的な健診」と「医師が 具体的には図2のように「対象者全

# **健康を増進する健診」へ**

### 図1:従来の健診と新しい健診制度



図2:特定健診の項目



詳細な健診項目 一定の基準のもとで医師が 必要と判断したものを行う

心電図検査
眼圧検査

③ 貧血検査

になります。その間 定されると、 ます(22頁図3)。 などでの支援が3カ月以 動計画を立てて、 します。例えば 受診者自らが生 初 回 看 活習慣のどこが 継続していくこと 面 面 盟接で行る 極的 談や電話、 支援 上得 動 目 上に判 られ 標

おわかりでしょう。いくことに主眼がおかれていることがいのかに気づき、行動を変え、継続していのかに気づき、行動を変え、継続しているにとがまりでしょう。

今まで「病気が見つかるのが怖いから健診は受けない」と言っていませんでら健診は受けない」と言っていませんで見つけるもの」ではなく、健康なうち見つけるもの」ではなり、健康を増進するようにする、つまり「健康を増進するようにする、つまり「健康を増進するようにする、つまり「健康を増進するで、健康人生へのヒントをもらったほうが得だと思いませんか?

すこやか No.211



# 家計にもお得な健診・保健指導生活の質がよくなる、

課せられることによって財政が圧迫さ

健康増進、疾病予防だけでなく、ス

す。 て健診を受けない人が多いと、共済組 か受けないかで充実度が違ってきま 保健事業も、皆さまが健診を受ける るメリットはたくさんあります。 にもお得……。健診・保健指導を受け る、家族が気持ちよく過ごせる、家計 タイルがよくなる、生活の質が向上す 共済組合によって異なるさまざまな 逆に「今は必要ないから」などといっ

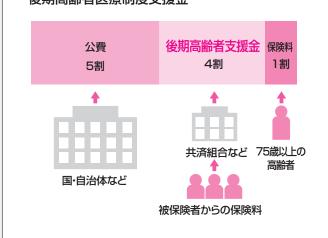
合は目標が達成できず、ペナルティが

康が長期間かけて損なわれるとすれ れ、保険料が上がったり、受けられる 響は早急に、また確実に訪れます。 ば、こうした成果の評価と財政面の影 保健事業が少なくなったりします。健 して人ごとではありません。 決

診を受け、しつかりと健康管理を行 導を実施するように努めます。病気の ていきましょう。 ますので、健康意識を持って、必ず健 に把握し、より効果的に健診・保健指 防も積極的にはたらきかけていき 実

医 療保険者は、未受診の人を確

### 後期高齢者医療制度支援金



医療TOPIC

後期高齢者医療制度とは

75歳以上の高齢者を対象として、平成20年度から創設 される新たな医療制度。後期高齢者医療制度の財源 は、75歳以上の人が納める保険料(1割)、国などの公費 (5割)、共済組合などの後期高齢者支援金(4割)でま かなわれます。平成25年度からはこの支援金に特定健 診・特定保健指導の成果が反映されることになります。

### 健診。保健指導を受けるメリ

